



島根県報

令和6年4月16日（火）

号外第46号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第285号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ 1244番8地先から同イ 1249番12地先まで	前	メートル 3.22～ 9.97	メートル 39.43	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.15～ 10.48	39.43		

島根県告示第286号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月16日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	波佐匹見線	浜田市金城町波佐イ 1244番8地先から同イ 1249番12地先まで	前	メートル 3.22～ 9.97	メートル 39.43	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.15～ 10.48	39.43		

島根県告示第287号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅美都線	浜田市三隅町河内1480番2地先から同1481番2地先まで	メートル 21.20	令和6年 4月16日	浜田県土整備 事務所	